

令和元年6月24日

国立大学法人東京海洋大学
学長 竹内俊郎 殿

監事 青山伸一
監事 久保田紀久枝

平成30年度監査報告

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号；以下「準用通則法」という。）第38条第2項の規定に基づき、平成30事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の国立大学法人東京海洋大学（以下、「当法人」という。）の業務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、年度当初に定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局長会議及びその他の重要な会議に出席するとともに、国立大学法人法第11条第6項に定める書類、その他重要な決裁書類等を調査しました。また、国立大学法人法第11条第5項に基づき、役員等から業務運営の状況を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに、当法人の内部監査室との密接な連携のもとに、本部に加え遠隔地にある施設を含む主要な部門を実地監査することによって業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の閲覧等によりこれを確かめました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えるとともに、第35条において準用する独立行政法人通則法第39条第2項の規定に基づき、役員職務の執行の状況について確認しました。

2. 監査の結果

- (1) 当法人の業務は、国立大学法人東京海洋大学業務方法書やその他法令等に従って適正に実施されており、併せて、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 役員職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正に運営されているものと認めます。
- (3) 役員職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。
- (4) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- (5) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況を適正に表示していると認めます。
- (6) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (7) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (8) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

(※)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。